

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○ 児童福祉法施行規則及び厚生労働省  
関係国家戦略特別区域法施行規則の  
一部を改正する省令 (厚生労働一)

### 〔告 示〕

○ 児童福祉法施行規則第六条の二第一  
項第三号の指定保育士養成施設の修  
業教科目及び単位数並びに履修方法  
等の一部を改正する告示  
(厚生労働七)

○ 保有水平耐力計算及び許容応力度等  
計算の方法を定める件の一部を改正  
する件 (国土交通八〇)

○ 特殊な許容応力度及び特殊な材料強  
度を定める件及び丸太組構法を用い  
た建築物又は建築物の構造部分の構  
造方法に関する安全上必要な技術的  
基準を定める件の一部を改正する件  
(同八一)

○ 水産動植物の被害防止に係る農薬登  
録保留基準の一部を改正する件  
(環境三)

九 六 四 三

### 〔公 告〕

○ 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の  
一部を改正する件 (同四)  
○ 特定外来生物に係る特定飼養等施設  
の基準の細目等を定める件の一部を  
改正する件 (同五)

### 諸事項

#### 官庁

基本測量関係事項関係

#### 裁判所

破産、免責、再生関係

#### 特殊法人等

弁理士登録、日本弁護士連合会公示

送達・懲戒の処分関係

#### 地方公共団体

行旅死亡人関係

#### 会社その他

会社決算公告

九 一〇 三 四 五 五 五

## 省 令

### ○ 厚生労働省令第一号

児童福祉法施行令 (昭和二十三年政令第七十四号) 第二十一条及び国家戦略特別区域法施行令 (平成二十六年政令第九十九号) 第九条の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

児童福祉法施行規則の一部改正  
(児童福祉法施行規則の一部改正)

第一条 児童福祉法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第十一号) の一部を次の表のように改正する。

<p>第六條の十一 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 都道府県知事は、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であつて、保育士試験を受けようとする者に対しては、その申請により、前条第二項第二号(社会的養護に限る)、第三号及び第四号に規定する科目の受験を免除することができる。</p> <p>④ 前三項の規定により、前条第二項各号に規定する科目の免除を受けようとする者は、前三項に該当することを証する書類を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。</p>	<p>改 正 後</p>
<p>第六條の十一 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>③ 前二項の規定により、前条第二項各号に規定する科目の免除を受けようとする者は、前二項に該当することを証する書類を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。</p>	<p>改 正 前</p>

(傍線部分は改正部分)

第二條 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正  
 (厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正)

(傍線部分は改正部分)

<p>(児童福祉法施行規則の準用)</p> <p>第六條 児童福祉法施行規則第一章の四(第六條の二から第六條の八まで、第六條の十、第六條の十七及び第六條の三十一から第六條の三十三までを除く。)の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>改 正 後</p>	
<p>第六條の九、第六條の十一第三項、第六條の十二、第六條の十三、第六條の十四第二項及び第六條の三十七</p>	<p>保育士試験</p>	<p>国家戦略特別区域限定保育士試験</p>	<p>験</p>
<p>第六條の十一第一項</p>	<p>前条第二項各号</p>	<p>厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号。以下「特区法施行規則」という。)第一條第二項各号</p>	<p>験</p>
<p>第六條の十一第二項から第四項まで</p>	<p>国家戦略特別区域限定保育士試験</p>	<p>保育士試験</p>	<p>号</p>

<p>(児童福祉法施行規則の準用)</p> <p>第六條 児童福祉法施行規則第一章の四(第六條の二から第六條の八まで、第六條の十、第六條の十七及び第六條の三十一から第六條の三十三までを除く。)の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>改 正 前</p>	
<p>第六條の九、第六條の十二、第六條の十三、第六條の十四第二項及び第六條の三十七</p>	<p>保育士試験</p>	<p>国家戦略特別区域限定保育士試験</p>	<p>験</p>
<p>第六條の十一第一項</p>	<p>国家戦略特別区域限定保育士試験</p>	<p>保育士試験</p>	<p>験</p>
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

附 則  
 この省令は、公布の日から施行する。